

お知らせ

米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口の設置について

米国による自動車等に対する追加関税措置に関しまして、県内・中小小規模事業者等の経営に影響を与えることが予想されます。

つきましては、本会に標記特別相談窓口を設置しましたので、米国自動車関税措置等に伴うご相談があればお気軽に本会までご相談ください。

担当：工業連携支援部 TEL. 043-306-2427